

正

様式コード
2 2 2 1

健康保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

常務理事	事務長	課長	係長	係

受付印

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	厚生年金保険 事業所整理記号		-	事業所記号		健保記号	
	事業所所在地	〒					
	事業所名称						
	事業主氏名						
	電話番号	()					

社会保険労務士記載欄 | 氏名等

項目名	被保険者整理番号		被保険者氏名		生年月日		改定年月		備考
	従前の標準報酬月額		従前改定月		昇(降)給		適及支払額		
	報酬月額						総計		
	通貨によるもの		現物によるもの		合計(+)		平均額		
							修正平均額		

1					5.昭 7.平 年 月 日		(4) 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由() 5.その他
	健 千円		厚 千円		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		適及支払額 月 円		
	支給月 月	日数 日	通貨 円	現物 円	合計 円		総計 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		平均額 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		修正平均額 円		
2					5.昭 7.平 年 月 日		(4) 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由() 5.その他
	健 千円		厚 千円		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		適及支払額 月 円		
	支給月 月	日数 日	通貨 円	現物 円	合計 円		総計 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		平均額 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		修正平均額 円		
3					5.昭 7.平 年 月 日		(4) 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由() 5.その他
	健 千円		厚 千円		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		適及支払額 月 円		
	支給月 月	日数 日	通貨 円	現物 円	合計 円		総計 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		平均額 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		修正平均額 円		
4					5.昭 7.平 年 月 日		(4) 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由() 5.その他
	健 千円		厚 千円		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		適及支払額 月 円		
	支給月 月	日数 日	通貨 円	現物 円	合計 円		総計 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		平均額 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		修正平均額 円		
5					5.昭 7.平 年 月 日		(4) 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由() 5.その他
	健 千円		厚 千円		昇(降)給 月 1.昇給 2.降給		適及支払額 月 円		
	支給月 月	日数 日	通貨 円	現物 円	合計 円		総計 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		平均額 円		
	月 月	日 日	円 円	円 円	円 円		修正平均額 円		

- ・ 月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - 昇給・降給等により固定的賃金に変動があった場合(日給から月給などの賃金体系の変更の場合も含む)
 - 固定的賃金に変動があった月以降3か月すべての「給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合(特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上)
 - 改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合

記入例 | 月額変更届

項目名	被保険者整理番号		被保険者氏名		生年月日			改定年月		備考
	従前の標準報酬月額			従前改定月		昇(降)給		適及支払額		
	給与 支給月	給与計算 の基礎日数	報酬月額					総 計		
			通貨によるもの	現物によるもの	合計 (+)	平均額				
						改定後の標準報酬月額				
修正平均額										

1	12		〇 〇 〇 〇 〇		5 2 12 1 7 平 年 月 日			④ 2 3 年 月		備考 1.二以上勤務 2.パート 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由(5.その他
	健	200 千円	厚	200 千円	元	年 9 月	12 月 1.昇給 2.降給		月 円	
	支給月	日数	通貨	現物	合計			総 計		
	12 月	31 日	260,000 円		0 円		260,000 円		780,000 円	
	1 月	31 日	260,000 円		0 円		260,000 円		平均額 260,000 円	
	2 月	29 日	260,000 円		0 円		260,000 円		修正平均額 円	
改定後の報酬		健	260 千円	厚	千円					

記入方法 | 記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

被保険者整理番号	資格取得時に払い出された被保険者整理番号(保険証番号)をご記入ください。
改定年月	標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。変動後の賃金を支払った月から4ヶ月目となります。
従前の標準報酬月額	現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
従前改定月	「 従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
昇(降)給	昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。
適及支払額	適及支払いがあった場合は、適及分の支払があった月と支払われた適及差額分をご記入ください。
給与支給月	固定的賃金の変動後の賃金を支払った月から3か月分の月についてご記入ください。
給与計算の基礎日数	「月給・週給者」は暦日数、「日給・時給者」は、出勤日数等報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。 月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。(注意：基礎日数は給与支払日ではありません。)
通貨によるもの	給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。 ・昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「 適及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
現物によるもの	報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。 ・現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
総計	3か月間の「 合計」を総計してください。
平均額	「 総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
修正平均額	昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
備考	「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。 「4.昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由をご記入ください。
留意事項	・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。 残業手当は非固定的賃金のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。 ・ 改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の非固定的賃金の減少により2等級以上下がった場合、 固定的賃金は下がったが非固定的賃金の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。 ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務するものであって、国または地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時101人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

この通知書のことでわからないことがあるときは当組合にお尋ねください。この処分(通知書の決定)に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対し行うことができます。処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。ただし原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。